第439号 受 24.6.18 付 小郡三井医師会

福県医発第７７１号（地）
平成２４年　６月１５日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

医療施設における夏期の節電の取組みの進め方について

今夏も九州電力管内において電力需給のひっ迫が見込まれており、本年５月１８日に電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において取りまとめられた、「今夏の電力需給対策について」をもとに、医療施設においても可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要であります。つきましては、「今夏の電力需給対策について」（別添１）において、下記のとおり節電の取り組み方が示されておりますので、貴会におかれましても本件につきご了知いただき、会員への周知並びにご協力につきましてご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

記

○今夏の電力需給対策

１．**病院等のライフライン機能維持への支障が生じない範囲**で自主的に目標を設定。（別紙２参照）

２．業務部門（オフィス部門・間接部門）については、九州電力管内における共通目標の対一昨年比▲10%以上の節電。（別紙５節電メニュー、九州電力ホームページ参照）

３．電気事業法第27条に基づく電力使用制限命令は回避。

４．計画停電は実施しないことが原則だが、万が一に備え九州電力管内においても計画停電の準備を進めておく。万が一計画停電が実施された場合においても、医療施設の診療機能や患者の生命・健康に支障が生じないよう、必要に応じて自家発電装置の点検や燃料の確保、人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器、在宅透析器等の在宅医療機器を使用している患者の対応等の準備を進めていただく。（別添３参照）

○数値目標を伴わない節電要請期間・時間（全国共通）
期　間：７月２日（月）～９月28日（金）の平日（８月13日～15日を除く）
時　間：９：００～２０：００

○数値目標（10%の節電）を伴う節電要請期間・時間（九州電力管内）
期　間：７月２日（月）～９月７日（金）の平日（８月13日～15日を除く）
時　間：９：００～２０：００

小郡三井医師会より

医業経営担当理事　廣瀬真恵
会長　蒲池　壽

（法安 26）
平成 24 年 6 月 7 日

都道府県医師会担当理事殿

日本医師会常任理事
高杉　敬久

医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

今般、標記の件につきまして、添付のとおり厚生労働省医政局総務課並びに指導課から本会宛連絡がありました。

本連絡の主旨は、本年 5 月 18 日に電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において取りまとめられた「今夏の電力需給対策について」をもとに、医療施設においても可能な限り節電に取り組むことが必要だとするものですが、詳細については下記の添付資料をご覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、（別紙 5）と別添 2 につきましては、北海道電力管内の節電メニュー・節電期間等が他管内と異なることから 2 種類に分かれております。

貴会におかれましては本通知内容をご了知いただき、最大限の節電の取組を実施していただきますよう、貴会会員ならびに関連郡市区医師会に対する周知方についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【添付資料】

別添 1　今夏の電力需給対策について
- （別紙 1）使用最大電力(kw)の抑制について
- （別紙 2）東京・東北電力管内における電気事業法第 27 条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方（平成 23 年夏季）
- （別紙 3）セーフティネットとしての計画停電
- （別紙 4）新たなピークカット対策のためのアクションプラン
- （別紙 5）夏季の節電メニュー（ご家庭の皆様／事業者の皆様）
  - ■ 東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州　版
  - ■ 北海道電力管内　版

別添 2　ご迷惑をおかけしますが、今夏、節電にご協力をお願いします。
- ■ 東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州　版
- ■ 北海道電力管内　版

別添 3　計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について（参考）

以上

2012.11
1272

事　務　連　絡
平成２４年５月３１日

社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課

医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

電力需給対策につきましては、昨夏は東北電力、東京電力及び関西電力管内、昨冬は関西電力及び九州電力管内において、節電目標を示して節電を要請し、事業者や家庭において節電に取り組んでいただいたところです。

今夏についても、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内で電力需給のひっ迫が見込まれており、本年５月18日には、電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において、次の内容を含む「今夏の電力需給対策について」が取りまとめられたところであり、医療施設においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要です。

① 病院等のライフライン機能等の維持に支障がでる場合には、機能維持への支障が生じない範囲で、自主的に目標を設定することを要請（節電の目安は一昨年の使用最大電力の値を上限とする（削減率０％）。別添１の別紙２参照）。
② 業務部門（オフィス部門・間接部門）については、それぞれの電力会社管内における共通目標の節電を要請（別添１の２－２参照）。
③ 電気事業法第27条に基づく電力使用制限命令は回避。
④ 計画停電は実施しないことが原則（万が一に備え、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内においては、計画停電の準備を進めておく）。

これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴会員に対し周知徹底を図り、最大限の節電の取組を行っていただけるよう、御協力をお願いいたします。

また、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内の貴会員に対しては、万が一の計画停電が実施された場合においても、医療施設の診療機能や患者の生命・健康に支障が生じないよう、必要に応じて、自家発電装置の点検や燃料の確保、人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器、在宅透析器等の在宅医療機器を使用している患者の対応等の準備（別添３参照）を進めていただけますよう御周知をお願いいたします。

なお、今年の計画停電時の医療機関等の対応につきましては、おって事務連絡を発出する予定ですので、御了知ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）　木本、藤本
（電話）０３－５２５３－１１１１（内線）２５１８、２５１９

【参考資料】

・別添１　今夏の電力需給対策について
・別添２　夏季の節電メニュー（概要版）
・別添３　計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について（参考）
（平成２３年７月１５日付け事務連絡より抜粋）

【参考となるウェブサイト等】

経済産業省ホームページ
・「電力需給に関する検討会合」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html
・「夏季の省エネルギー対策を決定しました
～６月から９月は夏季の省エネキャンペーン～」
http://www.meti.go.jp/press/2012/05/20120518001/20120518001.html

国家戦略室ホームページ
・「エネルギー・環境会議」
http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html

政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」
http://setsuden.go.jp/

別添１

今夏の電力需給対策について

平成２４年５月１８日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

１．今夏の電力需給見通し

政府は、今夏、原子力発電所の再起動がない場合であっても、我が国の経済社会や国民生活への影響を最小限に抑え、ピーク電力不足や電力コスト上昇を回避するため、平成23年11月1日にエネルギー・環境会議において決定された「エネルギー需給安定行動計画」に基づき、電力会社における最大限の供給力の積み増しを求めるとともに、予算措置や規制改革等による省エネ支援、電力会社の需給調整契約拡充等を通じた需要面の対策を実施した。

当該対策を踏まえた今夏の需給見通しについて、平成24年4月23日から5月12日までの合計6回にわたり、「電力需給に関する検討会合」及び「エネルギー・環境会議」の下に設置された「需給検証委員会」において、第三者の専門家等による検証を行った。

電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において、需給検証委員会の報告を聴取した結果、特に関西電力管内における今夏の電力需給に関して、昨夏の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがあることを確認した。

また、関西電力管内以外の地域でも、九州電力、北海道電力及び四国電力管内では電力需給のひっ迫が見込まれる他、同時に、全ての地域で、火力発電所の活用が増える結果、国富の流出が生じており、このまま放置すれば本年秋以降、電気料金上昇のリスクも高まることが明らかになった。

２．今夏の電力需給対策

5月14日に開催された電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議において、「需給検証委員会の報告を踏まえた今夏の電力需給対策の検討方針について」を決定した。

この中で、①関西電力管内における電気の使用制限令等の検討を行うこと、②関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内において、万が一に備えたセーフティネットとしての計画停電の準備について検討に着手すること、③中部電力、北陸電力及び中国電力管内の需要家に対しても、一昨年比▲5%程度の数値目標を伴う節電を要請し、融通電力を極力確保することの検討を行うことといった論点を提示した。同検討方針に基づき検討を行った結果、今夏の電力需給対策を以下のように定める。

２－１．基本的考え方

①供給面の対応

需給検証委員会における検証を踏まえ、現段階で確実と見られる供給力を基本とし、今後確実に見込めるようになった供給力については、その時点で上方修正する。例えば水力について、今夏の出水量が十分に見込まれるようになれば供給力を上方修正する等の対応を行う。また、約２週間前（可能な範囲）、１週間前、前日の三段階で融通可能量を明確化する等、日々の運用において、中西日本の地域全体、あるいは東日本の地域全体として機動的な電力融通を行うことにより、地域全体としての需給バランスを確保できるような対応を行う。

②需要面の対応

需給検証委員会における検証を踏まえ、需給ギャップ（kW）を解消するため、需要家に対し、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）の抑制（以下「節電」という。）を要請する（別紙１）。また、より合理的なピーク時の電力不足解消策として、全国レベルでの節電と融通の最大活用を行う。

個別の需要家に対する要請に当たっては、需要家からの意見（「需要家間の公平性確保」）や需要家への「分かりやすさ」等も踏まえ、平成 22 年の使用電力需要の実績（節電影響を含まない需要実績）を基準として要請する。

節電により、病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設の機能等の維持に支障がでる場合には、機能維持への支障が生じない範囲で自主的に目標を設定し（※）実施することを要請する。なお、この場合には、当

該需要家における業務部門（オフィス部門・間接部門）においては、それぞれの電力会社管内における共通目標の節電を要請する。

※当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、節電目標値が平成 23 年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第２７条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方（別紙２）の値を上回る場合には、上記制限緩和措置の考え方の値とする。

被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないよう要請時には配慮を行う。

併せて、関連支援措置の執行の加速、規制・制度改革の推進等の構造的対策や、需要の変動に効率的に対応する新たなピークカット対策を推進する。

これらの需要面での対策に当たっては、地方公共団体等の協力を得て、創意工夫によるきめ細かい対応を行うことにより、国民生活や経済活動への影響を最小化することを目指す。

２－２．各電力会社管内の需要家に対する要請

（１）全国（沖縄を除く）共通の要請

7 月 2 日（月）～9 月 28 日（金）の平日（8 月 13 日～15 日を除く）9:00～20:00 において「数値目標を伴わない節電」を要請する。その上で、以下の（２）、（３）のとおり、東京電力及び東北電力を除く電力会社管内毎に、一定期間中は「数値目標を伴う節電」を要請する。

加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝（7:00～9:00）や夜（20:00～25:00）の時間帯においても、揚水発電の放水時間を短縮することにより、揚水発電の供給力を増やす観点から、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での消費電力の抑制を要請する。

（２）東日本（北海道、東北、東京電力）

東日本の供給予備率は、平成 24 年夏季想定需要（猛暑・節電あり）の場合には＋4.0%（一定条件における随時調整契約を含む値）となり、東日本全体としては、最低限必要となる供給予備率（3%）は確保できる見通しである。

ただし、北海道電力管内では、３%の予備率を考慮すれば、平成22年の最大需要（実績ベース）比▲7.3%の不足が生じる見通しである。このため、一昨年比▲7%（定着した節電分を除けば▲4.9%）の数値目標を伴う節電を要請する。また、北海道電力は、本州と北海道間の北本連系線の送電容量(60万kW)の制約があり、他の東日本２社からの融通可能量に限界があることから、数値目標を伴う節電を要請するものである。

北海道電力管内

①節電目標（対一昨年比▲7%以上の節電）

大口需要家・小口需要家・家庭それぞれに対し、②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の93%を超えない水準に抑制するよう要請する。なお、家庭については平成22年夏季のkWとの比較が困難であることから、後述の「節電メニュー」等を参考にして、上記目標の値に相当する分の節電を要請する。

②数値目標を伴う節電要請期間・時間

7月23日（月）～9月14日（金）の平日（8月13日～15日を除く）

9:00～20:00［7月23日（月）～9月7日（金）］

17:00～20:00［9月10日（月）～9月14日（金）］

③基準電力

平成22年夏季（②の節電期間）における使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④同一電力会社管内の複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

東北、東京電力管内

東日本全体としては、平成24年夏季想定需要（猛暑・節電あり）の場合には最低限必要となる供給予備率（3%）は確保できる見通しである。また、東北電力管内においては被災地の復興需要に配慮することが適切である。従って、東北電力及び東京電力管内の大口需要家・小口需要家・家庭には、それぞれ「数値目標を

伴わない節電」[1]を要請する。

（3）中西日本（中部、関西、北陸、中国、四国、九州電力）

中西日本の供給予備率は、平成24年夏季想定需要（猛暑・節電あり）の場合には▲2.8%（一定条件における随時調整契約を含む値）となる。

この中で、3%の予備率を考慮すれば、関西電力では、平成22年の最大需要（実績ベース）で▲21.4%、九州電力では▲15.1%、四国電力では▲4.7%がそれぞれ不足する見通しである。

こうした需給ギャップを各電力管内ごとに解消しようとすれば、関西電力は一昨年比▲20%程度（定着した節電分を除けば▲17．9%）、九州電力は▲12%程度（定着した節電分を除けば▲5.2%）、四国電力は▲5%程度（定着した節電分を除けば▲2.7%）の、数値目標を伴う節電を要請することとなる。

一方、これによる経済活動や国民生活への深刻な影響が懸念される中、需給検証委員会報告書で、広域レベルでの節電目標の共有の重要性が指摘されている。これを踏まえ、3%以上の予備率が見込まれる中部電力、北陸電力、中国電力管内の需要家に対して▲5%、四国電力管内の需要家に対しては、単独で需給ギャップを解消することも考慮し▲7%の数値目標を伴う節電を要請する。それにより融通余力を極力確保することで、関西電力管内の節電目標を▲20%程度から▲15%に、九州電力管内の節電目標を▲12%程度から▲10%に、それぞれ低減する。

政府としては、対象地域の考えなども踏まえ、中西日本における広域での節電目標を数値目標付きで要請し広く中西日本の需要家の協力を募ることにより、関西電力及び九州電力の節電目標を引き下げ、一律かつ強制的な手段である電力使用制限命令を回避することとする。

これらの数値目標を伴う節電を要請することにより、中西日本全体において、＋3%以上の供給予備率を確保する

---

1 東京電力管内においては、▲610万kW（一昨年比▲10.2%）の節電が定着していると見込まれ、「数値目標を伴わない節電要請」により、これ以上の需要抑制が期待される。

関西電力管内

①節電目標（対一昨年比▲15%以上の節電）

大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の85%を超えない水準に抑制するよう要請する。なお、家庭については平成22年夏季のkWとの比較が困難であることから、後述の「節電メニュー」等を参考にして、上記目標の値に相当する分の節電を要請する。

②数値目標を伴う節電要請期間・時間

7月2日（月）～9月7日（金）の平日（8月13日～15日を除く）9:00～20:00

③基準電力

平成22年夏季（②の節電期間）における使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④同一電力会社管内の複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

四国電力管内

①節電目標（対一昨年比▲7%以上の節電）

大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の93%を超えない水準に抑制するよう要請する。なお、家庭については平成22年夏季のkWとの比較が困難であることから、後述の「節電メニュー」等を参考にして、上記目標の値に相当する分の節電を要請する。

②数値目標を伴う節電要請期間・時間

7月2日（月）～9月7日（金）の平日（8月13日～15日を除く）9:00～20:00

③基準電力

平成22年夏季（②の節電期間）における使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④同一電力会社管内の複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

九州電力管内

①節電目標（対一昨年比▲10%以上の節電）

大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の90%を超えない水準に抑制するよう要請する。なお、家庭については平成22年夏季のkWとの比較が困難であることから、後述の「節電メニュー」等を参考にして、上記目標の値に相当する分の節電を要請する。

②数値目標を伴う節電要請期間・時間

7月2日（月）～9月7日（金）の平日（8月13日～15日を除く） 9:00～20:00

③基準電力

平成22年夏季（②の節電期間）における使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④同一電力会社管内の複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

中部電力・北陸電力・中国電力管内

①節電目標（対一昨年比▲5%以上[2]の節電）

大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の95%を超えない水準に抑制するよう要請する。なお、家庭については平成22年夏季のkWとの比較が困難であることから、後述の「節電メニュー」等を参考にして、上記目標の値に相当する分の節電を要請する。

②数値目標を伴う節電要請期間・時間

7月2日（月）～9月7日（金）の平日（8月13日～15日を除く）9:00～20:00

[2] 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電分は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%。これらの努力も含めて、一昨年比▲5%以上の節電を要請する。s

③基準電力

平成22年夏季（②の節電期間）における使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④同一電力会社管内の複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

（4）需給ひっ迫時の対応

①需給ひっ迫時の対応（需給ひっ迫警報等）

国民各層の節電への協力にも関わらず、急激な気温変化や大型発電所の計画外停止等により、電力需給がひっ迫する可能性がある場合には、政府は、予めひっ迫が想定される特定の電力会社管内に「電力需給ひっ迫警報」を発令し、報道機関や地方公共団体等の協力を得て、緊急節電要請を行う。併せて、供給面においても、各電力会社から、ひっ迫する電力会社に対し、最大限の電力融通（東日本・中西日本間の融通を含む）の実施を要請することとする。

全国各地域（電力会社管内毎）において、緊急時の節電のためのネットワーク（政府機関（地方経済産業局等）・地方公共団体・電力会社・業界団体等）を整備する。これにより需給ひっ迫警報発令時等において機動的な節電対応を行うとともに、他電力会社管内のひっ迫時においても一層の節電を行い、ひっ迫する電力会社管内への融通可能量の拡大を目指す。

上記の対応を踏まえても、需要の見通しが一定の水準以下とならない場合、（4）②における計画停電の実施を回避するための緊急避難的な措置として、民間事業者（電気通信事業者等）の協力の下、「緊急速報メール」等を特定の電力会社管内の携帯電話ユーザーに一斉に配信し、周辺の電気機器の使用を至急停止することを要請する。（当該「緊急速報メール」等の位置付けについては随時必要な見直しを行い、より適切な対応を行うこととする。）

②セーフティネットとしての計画停電の準備（別紙3）

計画停電は実施しないことが原則であるが、大規模な電源の脱落等万が一に備

えて、関西電力管内とともに、予備率がマイナスと見込まれる九州電力、北海道電力及び四国電力管内[3]においても、計画停電の準備を進めておく。

計画停電の準備に当たっては、１回の停電時間を２時間程度にするよう配慮するとともに、１日複数回の計画停電の実施をできる限り避けるように努める。また、計画停電のグループ（区域割り）やスケジュールは事前に公表する。

併せて、国民生活への悪影響を緩和するため、医療機関等の緊急かつ直接的に人命に関わる施設や国の安全保障上極めて重要な施設等については、変電所の運用改善等によって技術的に可能な範囲で停電による影響をできる限り緩和する。

また、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策の徹底、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

（５）節電促進に向けた取り組み

①構造的対策

節電支援のため、エネルギー需給安定関連の平成23年度補正予算、平成24年度予算の執行を加速する。その際、関西、北海道、九州、東北及び四国を優先する。同時に、病院や鉄道などのライフライン機能の維持、弱者対策を徹底する。

また、エネルギー規制・制度改革アクションプランを着実に実行する。

②需要の変動に効率的に対応する新たなピークカット対策

日によって大きく変化するピーク需要に対応するために価格シグナル等を活用する新しい需要制御対策（デマンドレスポンス対策）、具体的には、新たなピーク料金の設定やネガワット取引の導入、電気の使用量に応じたインセンティブの付与等について、今夏の実現に向けたアクションプランを提示する（別紙４）。今夏から、これらの対策を実行に移す。

③需要家向けの「節電メニュー」の提示

---

[3]今夏のように全国的に厳しい需給状況の下では、電源の脱落等が生じた際、他社からの融通が十分期待できない懸念がある。このため、各社で稼働する最大電源の出力が供給力全体に占める割合が大きい場合、その１基が脱落すると、約5%～12%の供給力が一度に失われることも勘案する。

政府は、事業者及び家庭向けに、①の構造的対策のメニューも明示した、わかりやすい「節電メニュー」を提示する（別紙５）。

④節電に関する普及啓発活動の実施

政府及び電力会社は、地方公共団体等とも協同し、国民各層に対する節電の普及啓発活動を徹底して行う。なお、過度の節電により熱中症等の健康被害が発生しないよう、要請を行うに当たっては十分留意をする。

⑤電力需給に係る情報提供

電力会社は、需要家に対し、「でんき予報」等を通じて需給情報を提供する。その際、供給面においては供給力の内訳（電力融通を含む）、需要面においては当日のリアルタイムの需要実績の速報値及び１時間毎の予測値等を含むきめ細かい情報を提供することとする。

電力会社は、民間事業者（携帯電話事業者やインターネット事業者等）による幅広い情報提供に積極的に協力する。

⑥政府及び政府関係機関の節電の取組

政府及び政府関係機関においては、上記節電目標に基づき、節電に率先して取り組む。

３．コスト上昇への対応

需給検証委員会報告書では、仮にピーク時電力不足が解消したとしても、全ての地域で、火力発電所の稼働が増える結果、燃料輸入の増加に伴い、国富の流出が生じており、このまま放置すれば、本年秋以降、電気料金上昇のリスクが高まることも確認されている。これにより、電力多消費産業や中小企業への影響はもちろん、国民経済全体に甚大な影響が発生するリスクがある。

このため、政府として、電力会社に対して、さらなる経営効率化努力を要請するとともに、中期的な資源の安定獲得に向けた取組等を進める。

4．おわりに

需給ひっ迫による計画停電等を回避するため、政府及び電力会社は、地方公共団体等とも協同し、国民各層に対する節電の普及啓発活動の徹底に努める。

使用最大電力(kW)の抑制について　（別紙1）

ピーク期間・時間帯において、それぞれの需要家の一昨年(2010年)夏季の使用最大電力(kW)の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。

関西電力管内の事業所Aの場合　＜例＞

以下の、関西電力管内における事業所Aの場合、一昨年夏7月～8月の使用最大電力5,000kWに対し、今夏15%以上の節電により、今夏における平日(8/13-15を除く)9:00-20:00の時間帯は、使用最大電力(kW)が、4,250kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。

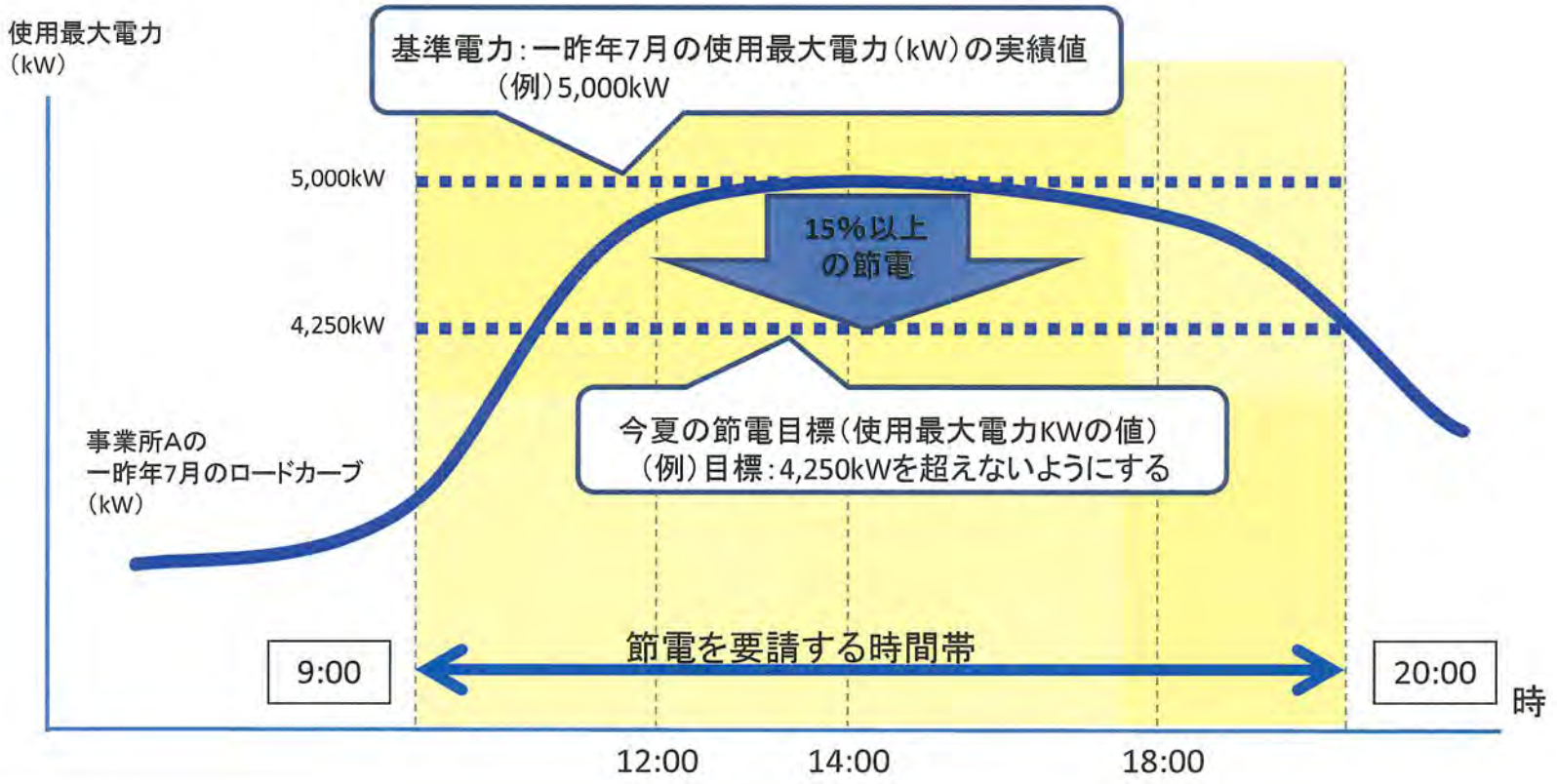

別紙２

東京・東北電力管内における電気事業法第２７条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方（平成２３年夏季）

平成２３年夏期、東京・東北電力管内における大口需要家については、原則、前年の使用最大電力の値の１５％削減した値を使用電力の上限とし、例外として以下の制限緩和措置を講じた。

（１）生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係

- 医療施設：削減率０％
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業：削減率０％

②老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害児（者）福祉施設等：削減率０％

③衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業：削減率０％
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場（調整池を有さないものに限る）：削減率５％
- 産業廃棄物処理施設（焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る）：削減率５％
- 火葬場：削減率１０％
- と畜場：削減率１０％

（２）安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①２４時間・３６５日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備（例：データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム）：削減率（変動幅に連動）
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備：削減率（変動幅に連動）

※電力使用の変動幅と削減率

変動幅１０％未満：削減率０％

１０%以上１５%未満：削減率５%
１５%以上２０%未満：削減率１０%

②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

ⅰ）交通関係

- 鉄道一般　１２時～１５時：削減率１５%、その他の時間帯：削減率０%
- 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル：削減率０%
- ローカル路線　片道３本／時：削減率０%、片道４，５本／時：削減率５%（９時～１２時、１５時～２０時は０%）

ⅱ）航空関係

- 航空保安施設：削減率５%
- 空港ターミナルビル：削減率５%

ⅲ）物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業：削減率５%
- 中央・地方卸売市場：削減率５%
- 港湾運送等に係る需要設備：削減率５%

ⅳ）宿泊関係

- ホテル・旅館：削減率１０%

ⅴ）エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備：削減率０%
- 発電所等に送水する工業用水：削減率５%

ⅵ）その他

- 一般紙の夕刊印刷工場　１２時～１５時：削減率０%、その他の時間帯：削減率１５%
- 夕刊紙の印刷工場　１０時～１２時：削減率０%、その他の時間帯：削減率１５%

（３）その他

- 一括受電マンション等：契約電力上限
- 平成２３年３月１１日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備について、同一法人の他の需要設備の削減量に考慮
- 設備の検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値を契約電力とする緩和措置

別紙３

セーフティネットとしての計画停電

計画停電は不実施が原則だが、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内においては、今後、万が一実施せざるを得ない場合に備え、以下の方針に沿って準備を進めておく。

１．計画停電の運用

（１）停電時間

１回の停電時間を２時間程度にする。１日複数回の計画停電をできる限り避けるよう努める。

（注）一定期間同じ時間帯に停電する「時間固定停電制」を希望する意見もあったが、連日同じ時間帯に停電することの不便さを指摘する意見も多かったため、「日替り停電制」（停電時間帯が毎日順番に変わる）を原則とする。

（２）事前の公表

計画停電のグループ（区域割り）やスケジュールは事前に公表する。

（３）医療機関等に係る特例

①夏の高温下における停電の影響を緩和するため、医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。また、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策の徹底、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。(注)

②国の安全保障上極めて重要な施設、国や経済社会の基幹的機能を有する施設（鉄道・航空、金融システム等、停電が生じた場合に広い範囲にわたって甚大な影響を及ぼしかねない施設）についても、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。

③専用線、専用線類似の特高需要家は、技術的に可能な範囲で、大幅なピーク

カット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施する。

（注）万が一計画停電を実施せざるを得ない場合に備え、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策の徹底、熱中症対策の周知徹底等の対応を日常から進めておく。

２．計画停電を実施する際の手順

①計画停電のグループ（区域割り）やスケジュールは事前に公表しておく。

②実際に電力需給が逼迫し、政府の「需給ひっ迫警報」発令等による緊急の節電要請等によっても計画停電が回避できないと判断された場合、実施の前日の夕刻に、予定する計画停電の時間と対象となる需要家グループを明示して、計画停電の実施予定をアナウンスする。加えて、直近の需給状況を踏まえ、実施の２時間程度前までに電力会社から計画停電の実施をアナウンスする。

３．その他

各電力会社によって、予備率の違いや技術的な理由等により、一部運用が異なる場合がある。

別紙４

新たなピークカット対策のためのアクションプラン

１．基本的考え方

電気はその特性上、瞬時瞬時の需要量と発電量を一致させる必要があり、これまで、主として電力会社が最大のピーク需要に合わせて供給力を用意することで対応がなされてきた。一方で、需給検証委員会報告書では、価格機能を活用しつつ、電力需要が高まってきた時に需要家が積極的に需要を減らす（節電に取り組む）仕組み、すなわち、需要サイドから供給力に合せて、電力需給をバランスさせる手法（デマンドレスポンス）の積極的な導入・活用が提言されている。具体的な対策としては、新たなピーク料金の設定やネガワット取引の活用、卸電力取引所の活用等が指摘されている。

こうした提言を踏まえ、以下のとおり、電力会社等において積極的に取り組むべき事項等を整理したアクションプランを作成し、今夏から各対策を実行に移す。

すなわち、今夏においては、以下の従来からの取組の拡大（ステップ１）、価格機能の活用による取組（ステップ２）を積極的に進めるとともに、市場での取引（ステップ３）についても、今夏の対策として可能な限り進める。

【ステップ１】

需給情報の見える化や、事前の相対契約による計画的な供給力積み増し・需要抑制のような、従来からの取組について拡大を図る。

【ステップ２】

相対取引の中で、価格機能を活用しつつ、需要家による主体的な節電や自家発の活用を促す手法を、積極的に導入する。

【ステップ３】

地域の枠組みを超え、取引市場で多数の主体が参加することで節電のやり取りが行われる仕組みを構築する。

２．今夏に向け取り組むべき事項（需要サイド）

（１）ステップ１：従来からの取組の拡大

①　計画調整契約の拡充（特別高圧、高圧大口・小口向け）

・計画調整契約は、需要がピークとなる平日の昼間等における電気の使用を、(a)夏休みや生産設備の補修等の設定や、自家発の稼働による減少（ピークカット）や、(b)昼休み時間帯の変更や、生産工程の工夫による高負荷機器の使用抑制などによる調整（ピークシフト）により、計画的に削減する契約であり、節電が行われる確度が高い。

・各電力会社において、契約の積み増しを行うため、例えば、以下のような取組が進められているところである。

- 加入条件の緩和：高圧小口需要家（50～500kW未満）向けのメニュー設定
- 適用期間・対象の拡大：自家発使用の場合にも割引対象とすることや、従来、１週間以上設備を止めることが適用要件だったものを、３日以上でも適用対象とすること

・今夏に向け、電力需給のひっ迫が見込まれる電力会社においては、契約の更なる積み増しを図るとともに、それ以外の電力会社においても、需要家の理解と協力を前提に、積み増しによる融通余地の拡大に向けた努力を行う。

②　随時調整契約の拡充（特別高圧、高圧大口・小口向け）

・随時調整契約は、電源トラブルや需要の急増、系統事故などにより電力の需給ひっ迫が懸念される場合等に、電力会社からの事前通告に基づき、電力の使用を抑制する契約である。

・各電力会社において、契約の積み増しを行うため、例えば、加入条件の緩和（電力使用抑制の通告時間帯を、当日直前ではなく、前日とすること）といった取組が進められているところである。

・今夏に向け、電力需給のひっ迫が見込まれる電力会社において、更なる積み増しを図る。

・また、従来の随時調整契約は、原則として、契約を締結する電力会社管内での需給ひっ迫が発動の要件であるが、需要家の理解と協力を前提に、例えば、区域外の需給ひっ迫時に発動可能な随時調整契約を締結し、需要抑制分を供給力として区域外の電力会社に融通するなど、更なる活用に向けた努力を行う。

・さらに、需給の特に厳しい電力会社からの要請を踏まえ、需要家の理解と協力を前提に、新電力による協力も期待される。この場合、需給調整契約の発動時に生じた供給力について、新電力が相対契約で売電することが想定されるところ、当該電力会社は、契約条件について真摯に対応する。

③　契約電力の引き下げ等（高圧小口向け）

・需要家が、デマンドコントロール装置を設置して契約電力の引き下げを求める場合、電力会社はこれを可能な限り受け入れるよう努める。その際、当該装置が手動制御の場合においても、各電力会社は真摯に協議に応じ、制御する体制や設備、警報発生時にあらかじめ定めた手順に従い速やかに負荷遮断を行なえるかなど、引き下げの確実性を個々の需要家毎に総合的に判断する。

・上記による契約電力の引下げが困難な場合においても、その代替となる措置を講じる。具体的には、前年同月とのデマンドの差が生じた場合に、事後的にその減少分に一定の単価を掛けた料金を引き下げることで、手動制御の需要家を含め、実際にデマンドが下がった需要家に対して契約電力引き下げに代わるインセンティブを付与する。

※ デマンドコントロール装置：電力の使用量（デマンド）が、あらかじめ設定した値を超過するおそれがある場合に、警報等で知らせる装置。設定した値を超過しそうな場合には、自動的に一部の設備の負荷を遮断するもの（自動制御）と、需要家自身が停止可能な設備を手動停止するもの（手動制御）がある。

④　季節別時間帯別料金の活用・新たなピーク料金メニューの設定（低圧向け）

・効果的な需給対策の観点から、需給ひっ迫が予想される電力会社を中心に、夏期のピーク抑制に資する新たな時間帯別料金を導入する。

・具体的には、夜間料金を安く、ピーク時間帯の料金を高く設定し、希望する需要家が通常の一律料金に替えて選択することを可能とし、需要家の電力使用の工夫により、ピーク抑制の実効性を高めつつ、需要家の料金負担の軽減につなげる。

※ 現時点で、東京電力、関西電力、九州電力が、このような柔軟料金メニューの導入または実証試験の実施を表明している。料金によるほか、例えば、一定の節電目標を達成した家庭に対してプレゼントを進呈するといった節電インセンティブ施策も考えられる。

・なるべく多くの需要家の選択を可能とすることから、原則として、新たなピーク料金メニューについては、需要家が設置すべき機器等の要件は設けない。

※なお、これらのメニューは、通信機能付きのスマートメーターが設置されていない需要家においても、時間帯別の計量が可能な電子式メーターを設置することで実施可能な対策である。

（２）ステップ２：価格機能の活用による取組

①　アグリゲーターを活用したＤＳＭ（ディマンドサイド・マネージメント）

（特別高圧、高圧大口・小口向け）

・特に需給ひっ迫が想定される電力会社を中心に、需給ひっ迫時、事前に契約している複数の需要家の電力需要を一括して制御する事業者（アグリゲーター）を通じ、照明や空調を遠隔操作して需要を削減する仕組みを公募等の透明性のある手続の下で構築する。

※ 具体的には、需要家を束ねる専業のアグリゲーターのほか、空調等を含めた機器メーカー等との協調が想定されるところであり、例えば、東京電力と原子力損害賠償支援機構は、ピーク抑制に資するアグリゲーターのビジネスプランを公募（ビジネス・シナジープロポーザル）し、６事業を採択している。

※ 政府が支援し全国レベルで中小ビル等の需要家を束ねて節電を行う BEMS アグリゲーター事業(注)も活用しつつ、取組を進める。

(注)中小企業等の高圧小口の需要家による、電力需要抑制を促進するためのシステム(BEMS)の導入を支援。「エネルギー利用情報管理運営事業者（BEMS アグリゲーター)」への支援を通じてシステムを導入し、導入後の削減効果の管理を行うことで、効率的・効果的な支援を実施（２３年度三次補正予算額：３００億円の内数)。

②　入札等によるネガワット取引（特別高圧・高圧大口向け）

・需要家による節電量を供給量と見立て（ネガワット)、需給ひっ迫が想定される場合に、需要サイドの負荷抑制による節電分を入札等により確保する「ネガワット取引」を導入する。

※ 現時点で、需給の特に厳しい電力会社を中心に、具体的なスキームを検討中であるが、需要家の理解と協力が得られれば、その他の電力会社や新電力が、他の電力会社の需給ひっ迫時にネガワット取引を実施し、これにより生じた供給力について、需給がひっ迫している区域の電力会社に売電することも可能である。

・こうした取組を通じ、需給ひっ迫時に必要な追加的な節電量（ネガワット）を効果的に募集する。

３．今夏に向け取り組むべき事項（供給サイド）

（１）ステップ１：従来からの取組の拡大

①　電力各社から更なる融通の確保

・各電力会社間で需給の状況が異なる状況下において、個別の電力会社でなく、全国レベルでの節電目標を共有し、広域での安定供給確保に向けた取組を進め

る。

・このため、需給ひっ迫が予想される区域以外でも、需要家に一定の数値目標付きの節電を要請し、それにより生じた余力を、需給の厳しい電力会社へ融通する。

・また、節電目標の共有により、新電力に生じた供給力について、新電力が相対契約で電力会社に売電しようとする場合、需給が特に厳しい電力会社は、契約条件について真摯に対応する。

※ 相対取引のほか、卸電力取引所での売電も可能である。

② 自家発余剰購入の拡大

・需給検証委員会においては、「現時点で、供給力として、自家発による追加の電力を積み増すことは困難といわざるを得ない」とされているが、少しでも、自家発活用による需給ギャップ解消の可能性を広げるため、各電力会社において引き続き、取組を進める。

・また、数値目標付きの節電要請がなされている地域において、需要家の生産活動等への影響を極力抑える観点から、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の送電網を活用し、別の需要地にある自社や子会社等で有効活用することについては、「節電要請時における自家発の活用拡大策について」（平成２３年１１月 資源エネルギー庁公表ガイドライン）に基づき、各電力会社において適切な対応を行う。

・自家発の余剰の活用を図るため、新増設や休廃止設備の立ち上げを行う事業者に対して設備や燃料費の補助金による支援を行う。

（２）ステップ２：価格機能の活用による取組

① ＩＰＰの供給余力の拡大（ステップ３にも関連）

・卸電気事業者及び卸供給事業者（卸・ＩＰＰ事業者）が、「卸・ＩＰＰ電源の発電余力活用の具体的スキームについて」（平成２３年１１月 資源エネルギー庁公表ガイドライン）に基づき、現契約で定められた設備（石炭火力等の火力発電所）の利用率を向上させ、夜間や休日における供給力の拡大を図るとともに、よりコスト高となる火力電源と差し替えることによりコスト抑制を図る。

※なお、卸・ＩＰＰ電源は、夏期ピークの昼間においては、現契約に基づき既にフル出力運転していることが想定される。

※拡大した供給力を売却する場合には、(a)相対契約による現契約一般電気事業者への売却、(b)相対契約による他の電気事業者への売却、(c)卸電力取引所での売却が想定できる。

（３）ステップ３：市場での取引

①　分散型売電市場の開設

・系統に接続され、逆潮が可能な自家発を最大限に活用する観点から、卸電力取引所において、取引の最小単位（現在は1,000ｋW）を撤廃し、比較的小規模の自家発やコジェネ等の分散型電源の発電余力を活用可能とする売電市場を創設し、６月中に取引を開始する。本年７月から開始する全量買取制度におけるグリーン電力の取引も可能となるよう、「分散型・グリーン売電市場」として開設する。

・その際、発電者側の取引参加が容易になるよう配慮を行う。具体的には、入会金・年会費・取引会員信認金を減免するとともに、系統に逆潮する量が一定でない電気（いわゆる「出なり発電」）も取引可能な仕組みとする。

②　卸電力取引所の時間前市場の利用要件緩和

・卸電力取引所の「時間前市場」における「買い」については、(a)前日の需給計画提出（ゲートクローズ）後に生じた発電機のトラブルや、(b)需給計画提出後の需要急増の場合などに利用が限定されているところ、本年６月中に、かかる取引要件を撤廃し、経済的な理由での買い入札や差し替えを可能とする。

・これにより、例えば、ある電気事業者が需要家との間でネガワット取引を行った場合に、それにより生じた供給力を利用することに加え、新たに、他の電気事業者が自社の供給力と差し替える形で買い入札を行い、コスト最適化を図るといった取引も可能とする。

※ なお、連系線をまたいで送電する予定だった電源を通告変更して、時間前市場への売り入札を行う場合、他の系統利用者に混雑処理が発生するリスクが想定されることから、連系線利用の適正化の観点等から一定の要件が必要か、ＥＳＣＪ（電力系統利用協議会）において、並行して検討を実施。

※ 今夏においては試行的な実施とし、系統運用部門のオペレーションへの影響等につき事後的な検証を行い、特段の問題がなければ本格実施へ移行することを想定。

４．今夏以降の取組として検討すべき事項

以下の事項（いずれも、ステップ３関連）については、需給検証委員会においても、今夏の実施は困難なものとして整理されているが、今後の実現に向けて、具体的な検討を進めていく必要がある。特に、電力システム改革における検討に際しては、本アクションプランの考え方を十分踏まえ、柔軟な料金メニュー等を活用しやすい、自由度の高い電力システムを目指すことが適当である。

○需要家が参加可能なネガワット市場の創設（特別高圧・高圧大口向け）
○アグリゲーターによる市場の活用（高圧小口向け）
○需給状況に応じた料金の導入（市場連動・リアルタイムプライシング等）
（低圧向け）
○実際の需給直前まで取引可能な「リアルタイム市場」の創設（供給サイド）

５．おわりに

今夏の取組については、定期的にフォローアップを行い、進捗状況を公表することで、それ以降の取組に活かすとともに、電力システム改革における具体的な検討においては、本アクションプランの考え方を十分踏まえたものとすることが適当である。

節電を促す新たなピーク電力対策への今後の取組

Step 1: 需給情報の見える化、事前の相対契約による計画的な供給力積み増し・需要抑制（従来型手法の拡大）

Step 2: 相対取引の中で、価格の変化等に基づいて、需要家がタイムリーかつ主体的に自家発や節電をコントロール

Step 3: 地域の枠組みを超え、取引市場で多数の主体が参加することで節電のやり取りが行われる仕組み

需要サイト

特高・高圧大口需要家（契約電力500kW以上）	高圧小口需要家（契約電力500kW未満）	低圧需要家
ほぼスマートメーター導入		スマートメーター導入拡大・実証中
今夏に向けた取組み		
計画・随時調整契約の拡充（新規メニューの設定、加入条件の緩和による自家発の活用等）	計画調整契約の拡充（新規メニューの設定、加入条件の緩和等） 契約電力の引き下げ	季節別時間帯別料金の活用
アグリゲーターを活用したDSM（東電：ビジネス・シナジー・プロポーザル）（BEMSアグリゲーター事業） 「入札によるネガワット取引」（随時調整契約の公募）		新たなピーク時間帯料金の設定（選択約款による柔軟な料金メニュー）
今夏以降取組の検討		
需要家が参加可能なネガワット市場の創設	アグリゲーターによる市場の活用	需給状況に応じた料金の導入（市場連動・リアルタイムプライシングなど）

見える化の徹底（需給状況の公開・節電警報）

供給サイト

一般電気事業者	新電力	自家発保有者
電力各社から更なる融通の確保		
自家発余剰購入の拡大		
IPPの供給余力の拡大（kWh、コスト対策）		
分散型・グリーン売電市場の開設 ※小口自家発の取引環境整備		
時間前市場の利用要件を廃止		
需給直前まで取引可能な「リアルタイム市場」の創設		

- 今夏に向け、市場メカニズムを活用しつつ、需給状況に応じて、需要家サイドの節電や自家発等の主体的な行動を促し、「スマートな節電」等を通じて、需給ギャップの縮小・解消を図る。
- 定期的にフォローアップを行い、その結果を今夏以降の取り組みや、電力システム改革の具体的な検討に反映させる。

別紙５

節電アクション

夏季の節電メニュー
（事業者の皆様）

東北・東京・中部・北陸
関西・中国・四国・九州

①今夏の節電へのご協力のお願い　P.1

②夏期の電力需要の特徴　P.3

③業種別の節電メニューの例

- オフィスビル　P.5
- 卸・小売店（百貨店、ドラッグストア等）　P.8
- 食品スーパー　P.10
- 医療機関（病院、診療所）　P.12
- ホテル・旅館　P.14
- 飲食店（ファミレス、居酒屋等）　P.16
- 学校（小中高校）　P.18
- 製造業　P.20
- 記載例　P.22

④取組の例　P.23

⑤節電・省エネ関連補助金一覧　P.24

平成２４年５月
経済産業省

今夏の節電へのご協力のお願い

■事業者の皆様への節電のご協力のお願い

今夏、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内を中心に、電力不足が懸念されます。政府、電力会社においては、引き続き供給力の確保に最大限の努力をして参りますが、それでもなお電力需要と供給力にはギャップが発生することが懸念されます。

大変なご迷惑をおかけしますが、需給ギャップによる停電の発生を回避するため、ライフライン機能の維持等に支障が生じない範囲で、以下のとおり節電のご協力をお願い申し上げます。

関西電力管内

平日9:00～20:00
（お盆の8/13～15を除く）

数値目標なしの節電

15%以上の節電

九州電力管内

平日9:00～20:00
（お盆の8/13～15を除く）

数値目標なしの節電

10%以上の節電

四国電力管内

平日9:00～20:00
（お盆の8/13～15を除く）

数値目標なしの節電

7%以上の節電

中部・北陸・中国電力管内

平日9:00～20:00
（お盆の8/13～15を除く）

数値目標なしの節電

5%以上の節電

東北・東京電力管内

平日9:00～20:00
（お盆の8/13～15を除く）

数値目標なしの節電

■被災された地域の需要家の皆様へ　特に無理のない範囲でのご協力をお願い致します。

今夏の節電へのご協力のお願い

■使用最大電力（kW）の抑制について

ピーク期間・時間帯において、それぞれの需要家の一昨年（2010年）7月2日～ 9月7日の使用最大電力（kW）の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。

関西電力管内の事業所Ａの場合　＜例＞

関西電力管内における事業所Ａの場合、一昨年夏8月6日の使用最大電力5,000kWに対し、今夏15%以上の節電により、今夏における平日（8月13～15日を除く）9:00-20:00の時間帯は、使用最大電力（kW）が、4,250kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。

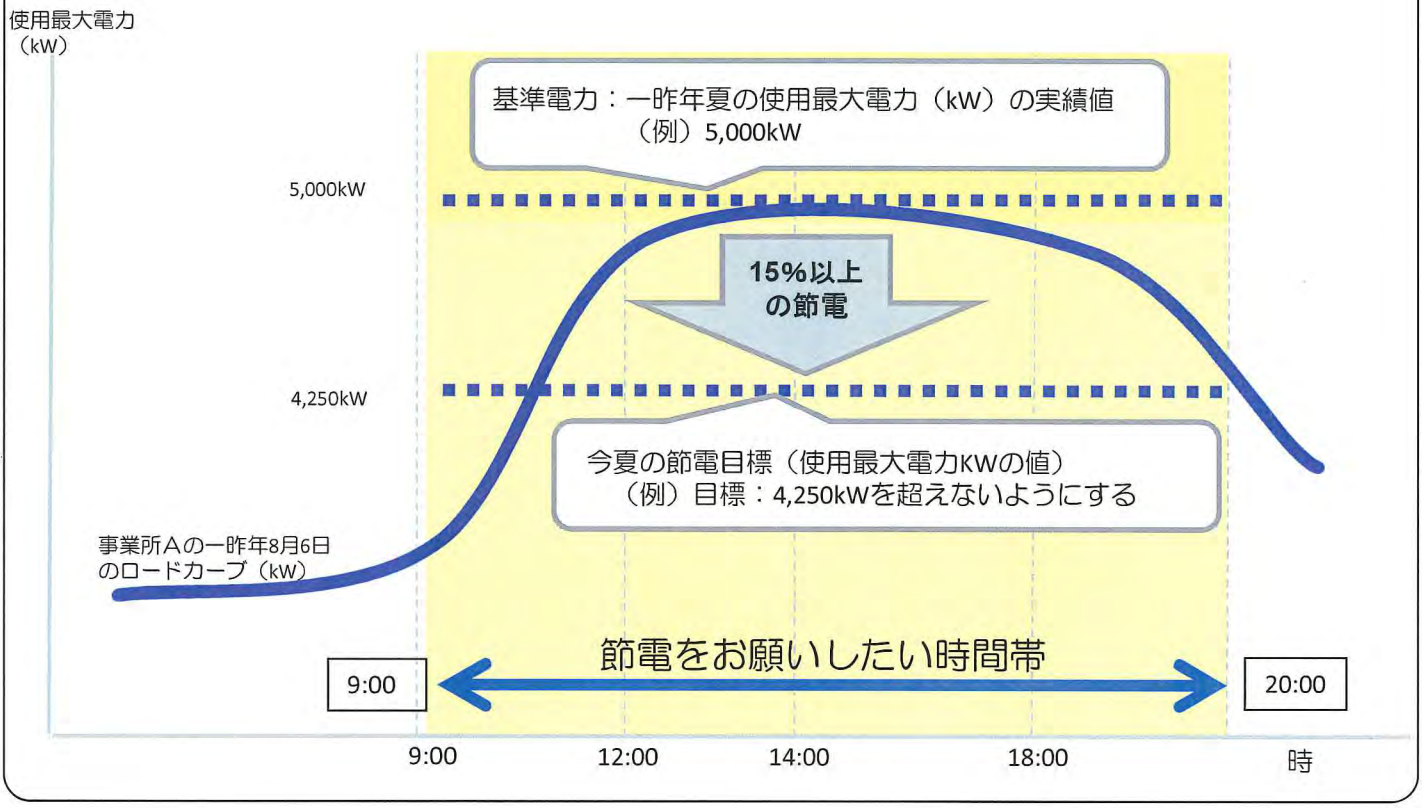

■ライフラインの機能維持について

節電により、病院や鉄道等のライフライン機能等の維持に支障が出る場合には、機能維持への支障が生じない範囲で自主的に目標を設定して節電をお願いします。その場合には、事業所の業務部門（オフィス部門・間接部門）については各管内の共通目標（関西の場合▲15%以上）の節電をお願いします。

当該事業所における業務部門以外の部門においては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方を参考として下さい。

今夏の節電へのご協力のお願い

■夏季の電力需要の特徴について

需要全体としては、特に日中（13:00-16:00）頃に最大ピークとなる傾向にあり、特にこの時間帯の節電が重要となります。

夏期平日の電力の使われ方（イメージ）

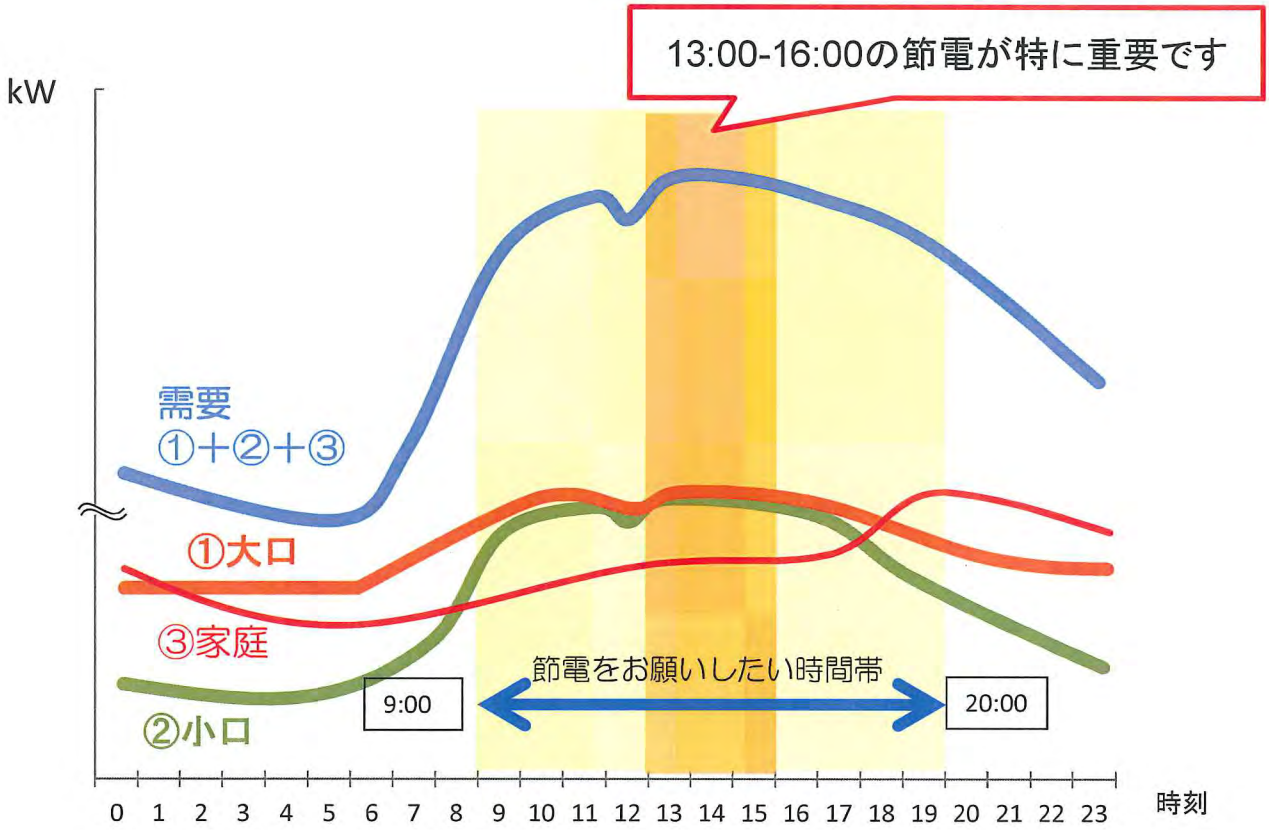

熱中症にご注意下さい

屋内でも熱中症にかかる場合があります。
適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。
特に、ご高齢の方や体調に不安のある方はお気をつけください。

■でんき予報のご案内

でんき予報を参考にして頂き、黄・赤となった場合には、
一層の節電にご協力をお願い致します。

安定した需給状況　やや厳しい需給状況　厳しい需給状況　非常に厳しい需給状況

■緊急時の一層の節電のお願い

関西電力の例

非常に厳しい需給状況

気温の急激な上昇や、発電所のトラブル停止などにより、需給ひっ迫が想定される場合には、計画停電等の回避のため、政府より、予め「電力需給ひっ迫警報」を発令し、緊急の節電をお願いさせて頂く場合があります。

前日夕方～

・需給ひっ迫警報の発令
・TV、ラジオ、新聞、町内放送、ホームページ、予め登録頂いたメールの宛先（最終ページ）等により企業、家庭に継続的にお知らせ。

当日朝～

・需給ひっ迫警報の発令
・TV、ラジオ、新聞、町内放送、ホームページ、予め登録頂いたメールの宛先（最終ページ）等により企業、家庭に継続的にお知らせ。

3～4時間前

・「緊急速報メール」で携帯電話に一斉にお知らせ。
（一定の予備率が確保された場合には配信しない）

※状況に応じて運用の変更があり得ます。

需給のひっ迫による計画停電等を回避

医療機関（病院、診療所　など）

■ 医療機関（病院・診療所等）の電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

・平均的な医療機関（病院・診療所等）においては、日中（８時～１７時）に高い電力消費が続きます。

図１：医療機関（事例）における電力需要カーブのイメージ

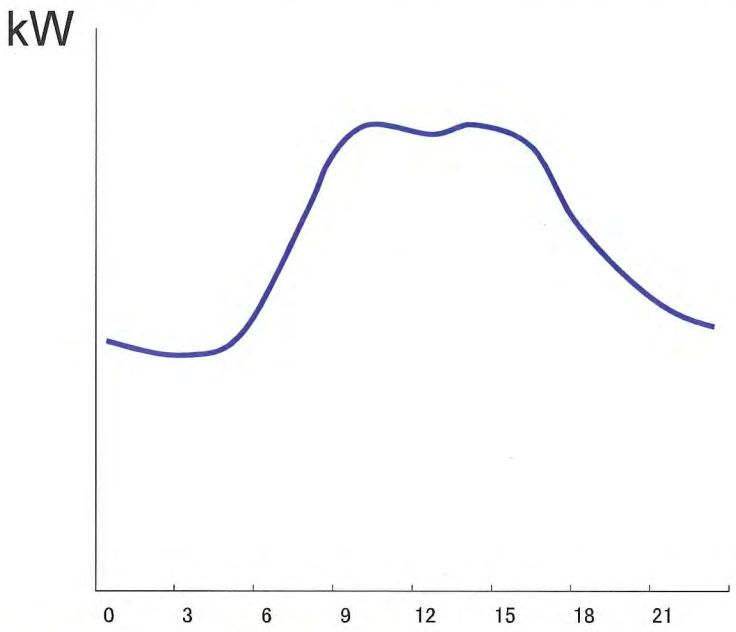

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（夏期のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、空調が約３８%、照明が約37％を占めます。

・これらを合わせると電力消費の約７５%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

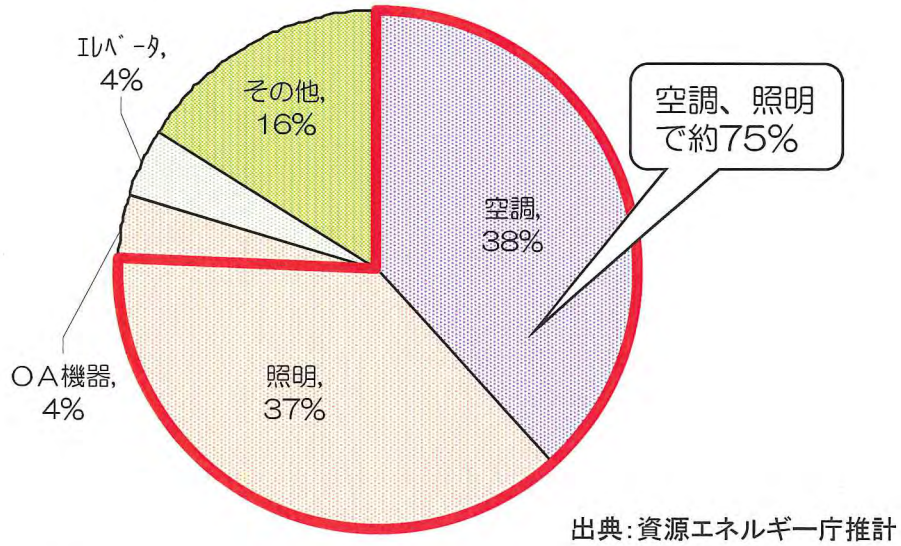

出典：資源エネルギー庁推計

図2：一般的な医療機関における用途別電力消費比率

医療機関

５つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・事務室の照明を半分程度間引きする。	4%	
	・使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	4%	
空 調	・病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	
	・使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。	1%	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1%	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください			
空 調	・室内のCO_2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	2%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします		
照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。（従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０％消費電力削減。）	
	・病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。	
空 調	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。	
	・搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
コンセント動力	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	
	・電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。	
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	
	・需給調整契約（料金インセンティブ）に基づくピーク調整、自家用発電機の活用等。	

医療機関関係者への節電の啓発も大事です		
節電啓発	・節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。	
	・節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務局長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的に実施する。	
	・医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

合　　計	%

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

記載例
《オフィスビルの場合》

（参考）

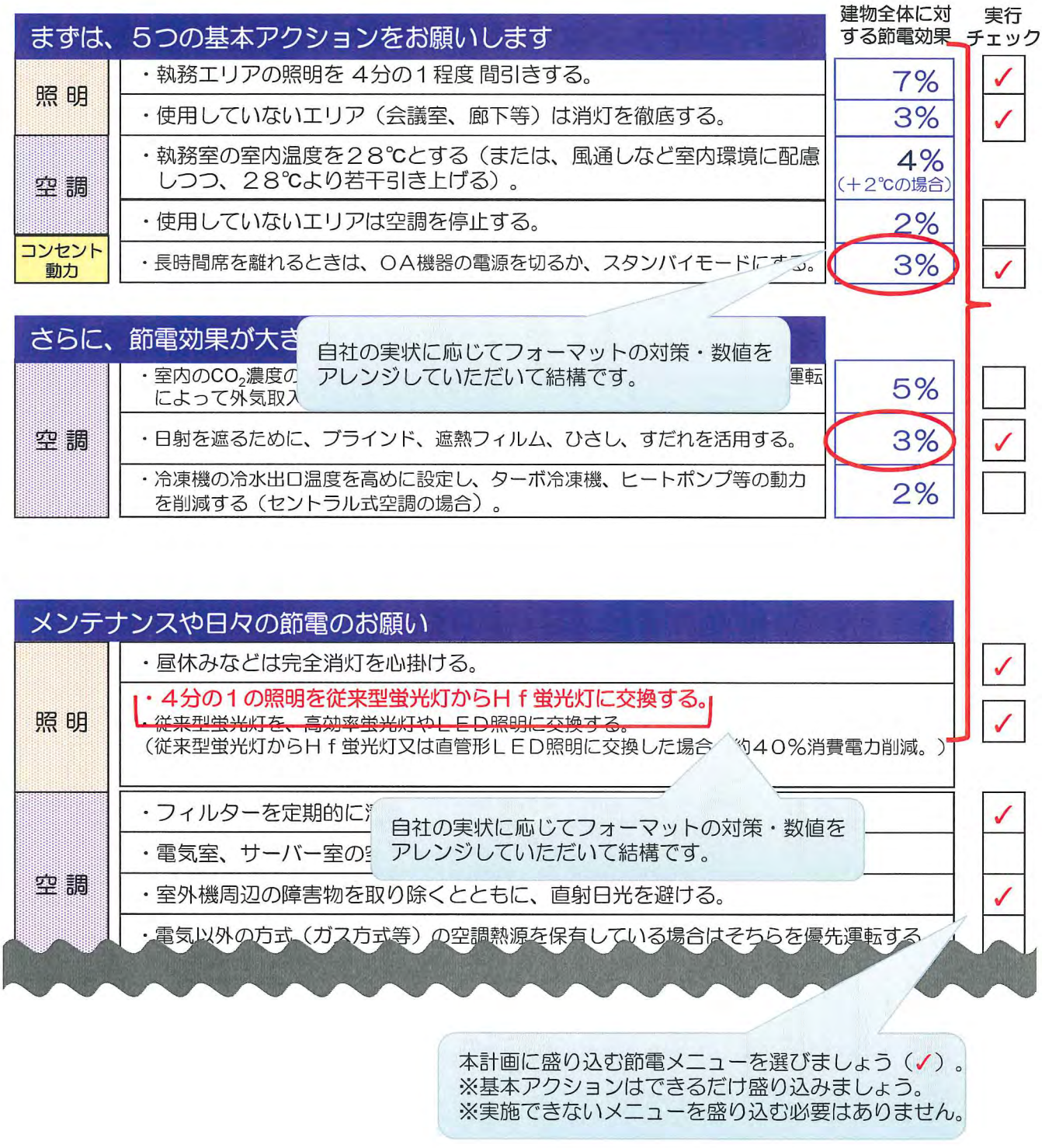

▲15%以上を目指した節電の取組例　＜関西電力管内＞

オフィスビルの場合

- 執務エリアの照明を半分程度間引き　… ▲ 13%
- 設定温度を28℃にするなど、適切な空調利用を徹底　… ▲ 4%

＝ 合計 ▲17%

ドラッグストア（卸・小売店）の場合

- 店舗の照明を半分程度間引き　… ▲ 13%
- 空調の設定温度を28℃に　… ▲ 4%

＝ 合計 ▲17%

食品スーパーの場合

- 店舗の照明を半分程度間引き　… ▲ 11%
- 業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄　… ▲ 5%

＝ 合計 ▲16%

シティホテル（ホテル・旅館）の場合

- 客室以外の照明を半分程度間引き　… ▲ 13%
- 使用していないエリア（会議室・宴会場等）は空調を停止　… ▲ 1%
- ロビー、廊下等の空調の設定温度を28℃に　… ▲ 1%

＝ 合計 ▲15%

学校（小中高）の場合

- 教室、職員室、廊下等の照明を4割程度間引きする　… ▲16%

節電・省エネ関連補助金一覧

対策項目名	府省名	担当部局	電話番号
省エネ投資支援			
エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	03-3501-9726
家庭・事業者向けエコリース促進事業	環境省	総合環境政策局 環境経済課	03-5521-8240
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	環境省	総合環境政策局 環境経済課	03-5521-8240
先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業	環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	03-5521-8354
地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業	環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	03-5521-8354
カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の推進事業	環境省	地球環境局地球温暖化対策課 市場メカニズム室	03-5521-8354
住宅・建築物の省エネ支援			
高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金	経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課	03-3501-2963
エネルギー管理システム（BEMS・HEMS）導入促進事業	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	03-3501-9726
住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	03-3501-9726
環境・ストック活用推進事業（住宅・建築物省CO2先導事業、建築物省エネ改修推進事業、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）	国土交通省	住宅局住宅生産課	03-5253-8510
診断等による節電支援			
省エネルギー対策導入促進事業費補助金	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	03-3501-9726
CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業	環境省	地球環境局地球温暖化対策課 市場メカニズム室	03-5521-8354
蓄電池導入支援			
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費	経済産業省	商務情報政策局 情報通信機器課	03-3501-6944
コジェネ等の自家発導入支援			
自家発電設備導入促進事業	経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課	03-3501-1748
ガスコージェネレーション推進事業費補助金	経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課	03-3501-2963
病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業	環境省	地球環境局 地球温暖化対策課	03-5521-8339
民生用燃料電池導入支援補助金	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 燃料電池推進室	03-3501-7807
再生可能エネルギーの導入支援			
住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	03-3501-4031
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業（グリーンニューディール基金）	環境省	総合環境政策局環境計画課	03-3581-3351
再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	環境省	総合環境政策局環境計画課	03-3581-3351
温泉エネルギー活用加速化事業	環境省	地球環境局地球温暖化対策課	03-5521-8339
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	環境省	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課産業廃棄物課	03-5521-8337 03-5501-3156
農山漁村再生可能エネルギー導入事業	農林水産省	食料産業局 再生可能エネルギーグループ 農村振興局整備部農村整備官	03-6744-1507 03-6744-2209

節電・電力需給に関する情報等

■節電・電力需給に関する情報をwebでご紹介しています

政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」

http://www.setsuden.go.jp

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html

■「需給ひっ迫お知らせサービス」への登録をお願いいたします。

万一、電力需給のひっ迫が予想される場合に、
携帯電話・スマートフォンにお知らせします。登録をお願いいたします。

〔携帯電話〕右のQRコードまたはhttp://mail.setsuden.go.jpにアクセス

〔スマートフォン〕App StoreまたはGoogle Playにアクセスし、“節電アクション”で検索

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※App Storeは、米国およびその他の国々で登録されたApple Inc.の商標または登録商標です。
※Google、Google Playは、Google Inc.の商標または登録商標です。

■節電・省エネに関する出張説明会等のご案内

地方自治体や公的な組織、民間の業界団体などが参加費無料で開催する節電・省エネに関する説明会に、節電・省エネの専門家を無料で派遣する「無料講師派遣」を実施しています。

また、工場やオフィスビル等における無料の節電・省エネ診断を行う「無料節電診断」「無料省エネ診断」も実施しています。

対象事業者・申込方法等ついては、節電・省エネ診断等に関するポータルサイト http://www.eccj.or.jp/shindan/index.html をご確認下さい。

この他にも、全国の小学校に節電・省エネの専門家である「省エネ家電コンシェルジュ」を派遣する「省エネ出前授業」を実施しています。

申込方法等については、省エネ家電普及促進フォーラムのホームページ http://www.shouenekaden.com をご確認ください。

■節電・電力需給に関するお問い合わせはこちら

経済産業省　03-3501-1511（代表）

今夏の電力需給見通しと節電へのご協力のお願い

▶ 詳細はこちら

当社は、原子力発電所の運転停止が継続する中、供給力確保のための最大限の努力を行っているところです。しかしながら、今夏は、昨年より皆さまにご協力いただきました節電の効果を見込んだとしても、供給力が不足し、電力需給はきわめて厳しい状況となることが予想されます。

このため、需給ひっ迫が予想される、**7月2日（月曜日）から9月7日（金曜日）の平日（お盆期間8月13日から8月15日を除く）の9時から20時について、ピーク需要を一昨年の実績から▲10%程度以上抑制する必要**があります。
そのためには、**同期間の9時から20時については、「昨夏並み（▲7%節電実績）またはそれ以上」の可能な範囲での節電**をお願いします。
このうち、**ピーク時間帯の13時から17時については、さらに「▲3%程度以上（昨夏の節電実績7%程度を含めると、一昨年からは▲10%程度以上）」の節電**にご協力をお願いします。
また、上記の期間・時間帯以外につきましても、お客さまの生活や経済活動に支障のない範囲での節電に、引き続きご協力をお願いします。
さらに、中部電力、北陸電力、中国電力の管内のお客さまには、九州の需給安定に向けて、節電にご協力を賜ることとなり、誠に申し訳ありませんが、この夏の節電に格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当社は、今後も引き続き、電力の安定供給確保に向けて社員一丸となって取り組んでまいります。
お客さまには、ご不便とご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、今夏におきましても、節電へのご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日のでんき予報 5月23日(水曜日)

予想使用率
83%

節電にご協力いただき、ありがとうございます。
皆さまのご協力により、安定した需給状況となりそうです。

▶ でんき予報
(電力の使用状況)

信頼の再構築に向けた取組みについて

▶ 詳細はこちら

経済産業省主催の県民説明番組における当社社員による意見投稿要請などの一連の事象について、関係する方々に深くお詫び申し上げますとともに、お客さまや地域社会との信頼関係の再構築に向け、経営層をはじめ全社一丸となって、再発防止策に着実に取り組んでまいります。

東日本大震災にかかる当社原子力発電所の安全対策の取組みなど

▶ 詳細はこちら

このたびの東日本大震災により被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。
当社は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた必要な安全対策を講じたうえ、徹底した安全・安定運転を行うとともに、今後新たな知見が得られた場合は、適切に反映していきます。

▶ 個人のお客さま
電気料金の仕組み
電気料金のご案内
燃料費調整について
見学施設のご案内
省エネ快適ライフのご案内

▶ 法人のお客さま
電気料金の仕組み
電気契約のご案内
省エネ関連情報
九州への企業立地のご案内

▶ 株主・投資家の皆さま
財務・業績情報
株式・社債情報
IR資料室
経営方針・経営計画

▶ 九電みらいの学校
こども科学研究室
ふれあいコンサート
出前授業

▶ 原子力・環境・エネルギー
原子力情報
電気をお届けするために
環境への取組み

▶ 企業情報
会社概要
採用情報
CSRへの取組み
電子公告

各種手続きサービス
電気料金・使用量のご照会
電気料金シミュレーション
営業所お問い合わせ一覧

災害にそなえて
携帯メールサービス

医療施設の節電チェックリスト

～今すぐ実施できる運用改善による節電対策～

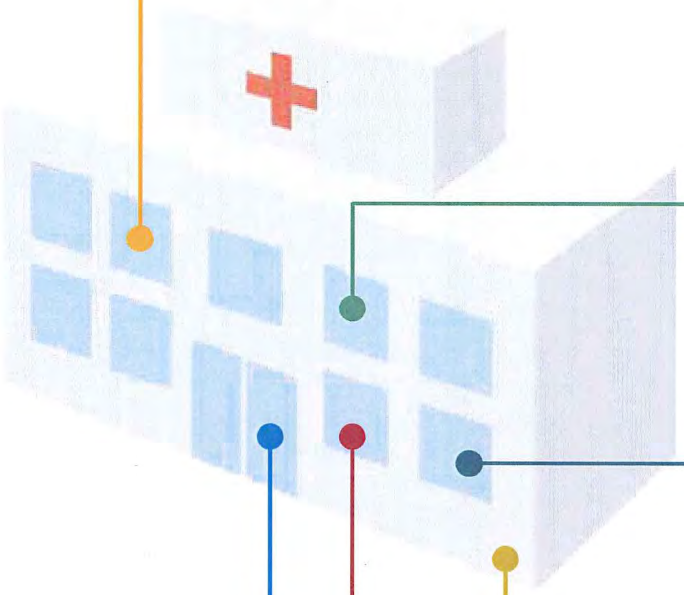

照明

- □1 照度の見直しによる照明の間引き
- □2 不要な照明の消灯
- □3 照明器具の清掃
- □4 照明点灯時間の短縮
- □5 広告照明などの消灯

コンセント

- □1 OA機器のスイッチOFF
- □2 パソコンのパワーセーブ機能の活用
- □3 ノートパソコンの昼間時間帯のﾊﾞｯﾃﾘｰ利用
- □4 日中の自動販売機の照明OFF
- □5 自動販売機の冷却停止時間の延長

給湯・衛生

- □1 トイレ温水便座設定の見直し
- □2 不使用時期の温水器電源OFF
- □3 トイレ温水や冷水器の利用中止
- □4 給湯温度の見直し
- □5 電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止

受変電

- □1 不要変圧器の遮断

一般動力

- □1 エレベーター、エスカレーターの一部停止
- □2 閑散日の最上階駐車場の閉鎖

空調

- □1 空調設定温度の見直し
- □2 ブラインドによる日射遮蔽
- □3 利用していない部屋の空調・換気停止
- □4 外気取入量の見直し
- □5 冷温水送水温度の見直し
- □6 冷凍機・補機の運転台数適正化
- □7 風量調整によるファン動力の低減
- □8 水量調整によるポンプ動力の低減
- □9 受変電室の室内温度の見直し
- □10 手術室の循環風量の見直し
- □11 フィルターの清掃
- □12 室内機・室外機周辺の障害物の撤去
- □13 室外機周辺温度の改善
- □14 室内機の熱交換器の洗浄
- □15 空調機(エアハンドリングユニット)の洗浄
- □16 機械室・倉庫などの換気ファン運用見直し
- □17 サーバー室の空調の最適化
- □18 厨房用外気導入時間のシフト
- □19 空調機器運転開始時間の見直し
- □20 冷却水温度の見直し
- □21 早朝の冷外気取り入れによる冷房負荷の削減
- □22 屋内駐車場換気設備の運転方法の見直し
- □23 蓄熱運転スケジュールの見直し
- □24 会議室・講堂の利用時間シフト
- □25 搬入口やバックヤード扉の確実な「閉」

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

医療施設の節電　今すぐ実施できる節電対策を集めました

運用改善による節電のポイントを「設備別」にまとめました。
省エネ・省コストにも役立つエネルギー対策としてご活用ください。

空調のポイント

項　目	内　容	効果
01 空調設定温度の見直し	病棟、診療部門、厨房、管理部門毎に適切な温度設定にしましょう。 ※クールビズや扇風機を併用して体感温度を調節しましょう。	
02 ブラインドによる日射遮蔽	夏場はブラインドを降ろし、空調の消費電力を削減しましょう。 ※窓からの直射日光を遮断して空調負荷を低減します。 西窓は14時以降、東窓は退社時に降ろすと効果的です。	
03 利用していない部屋の空調・換気停止	誰も使っていない部屋の空調や換気は止めましょう。 ※セントラル空調の場合、ダンパを閉じるか、風量制御で送風を停止します。	
04 外気取入量の見直し	夏場は空調機の外気取入量を最小化してみませんか。 ※ダンパ調整で外気取入量を必要最低限に。 空調負荷が減り、消費電力を削減できます。	
05 冷温水送水温度の見直し	熱源機の冷水出口温度を上げましょう。 ※ターボ冷凍機の冷水出口の温度設定を上げることで、消費電力を削減できます。	
06 冷凍機・補機の運転台数適正化	複数の熱源機がある場合は運転台数の見直しを。 ※ピーク負荷を想定し、熱源機やポンプなどの補機の運転は必要最小台数にしましょう。	
07 風量調整によるファン動力の低減	風量調整をすることでファン動力を低減。インバータを調整し最適な風量にしましょう。 ※インバータが設置されているにも関わらず過大な回転数に固定されている場合があります。	
08 水量調整によるポンプ動力の低減	水量調整をすることでポンプ動力を低減。インバータを調整し最適な水量にしましょう。 ※インバータが設置されているにも関わらず過大な回転数に固定されている場合があります。	
09 受変電室の室内温度の見直し	受変電室の室内温度を上げて、消費電力を削減しましょう。 ※設置機器が許容する温度や湿度を確認のうえ、設定温度を上げましょう。	
10 手術室の循環風量の見直し	手術室は循環ファンが省エネのポイントです。 ※清浄度が保てる最小風量になるようにファンの回転数を減らし、消費電力を減らしましょう。	
11 フィルターの清掃	空調機のフィルターは、こまめに清掃しましょう。 ※汚れで目詰まりしたフィルターは圧力損失が大きく、エネルギーのムダになります。	

ベースカット
営業時間すべてにわたって節電できます。
ピーク電力削減、全体使用量の削減の両方に効果があります。

ピークカット
１日の最大電力使用量を抑えることができます。
主にピーク電力削減として、また全体使用量の削減にも効果があります。

ピークシフト
１日で最も電気を使うピーク時間で、使う電気を他の時間に移します。
ピーク時間とその時間に使う電力量をずらすことも節電につながります。

一部カット
営業時間、または操業時間のどこかで節電できます。
全体使用量の削減に効果があります。

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

医療施設の節電　今すぐ実施できる節電対策を集めました

項　目	内　容	効果
12 室内機・室外機周辺の障害物の撤去	室外機や室内機の周辺に物を置かないことも、節電のコツです。 ※空調の換気や吹き出し口に障害物があると空気の流れが遮られ、空調効率が低下してしまいます。	
13 室外機周辺温度の改善	室外機周辺の温度を下げると節電につながります。 ※直射日光や熱気などが当たらないよう、よしずなどを設置して室外機周辺の温度を下げましょう。	
14 室内機の熱交換器の洗浄	空調機の熱交換器を洗浄すると効率が回復します。 ※熱交換器内に付着した汚れを取り除けば空調効率がよくなり、省エネにつながります。	
15 空調機(エアハンドリングユニット)の洗浄	エアハンドリングユニットは定期的な洗浄が大切です。 ※熱交換器内に堆積したシリカなどを除去すれば、空調効率が改善され、節電になります。	
16 機械室・倉庫などの換気ファン運用見直し	機械室や倉庫は、換気ファンの運転を見直してみませんか。 ※常時運転を止めて間欠運転にしたり、人感センサーで作動させて、運転時間を減らして節電しましょう。	
17 サーバー室の空調の最適化	サーバー室の省エネは空調の見直しと不在時の消灯がカギです。 ※全体空調を止めて電算機エリアのみを冷やしたり、不在時の消灯が省エネに効果的です。	
18 厨房用外気導入時間のシフト	食堂の厨房では、作業の時間帯を分散させてみませんか。 ※下ごしらえなどは空き時間におこない、ピーク時に作業が集中しないように工夫すると節電につながります。	
19 空調機器運転開始時間の見直し	熱源機の運転開始は、営業時間の直前にしませんか。 ※セントラル空調は往き配管内の水が冷えるまで冷房ができないので、最適な開始時間を見極める必要があります。	
20 冷却水温度の見直し	熱源機の冷却水温度を下げると、空調効率が上がります。 ※冷却塔ファンの運転台数や制御設定を変更して冷却水温度を下げて、消費電力を削減しましょう。	
21 早朝の冷外気取り入れによる冷房負荷の削減	早朝の外気で室内を冷やして、冷房の節電をしましょう。 ※夜間や早朝の冷たい外気を取り入れて室温を下げると、開店時の冷房負荷を低減できます。	
22 屋内駐車場換気設備の運転方法の見直し	駐車場が過換気になっていませんか。 ※CO、CO_2濃度が環境基準を超えない範囲で、屋内駐車場の換気ファン運転を見直しましょう。	
23 蓄熱運転スケジュールの見直し	熱源機の追いかけ運転の開始時間を早めましょう。 ※蓄熱がある場合、追いかけ運転の開始時間を早めてピーク時間を避けることも節電のコツです。	
24 会議室・講堂の利用時間シフト	会議は朝と夕方に変更しませんか。 ※会議室は人員密度が高く、空調負荷も高まります。 会議はピーク時を避け、朝や夕方に行いましょう。	

ベースカット
営業時間すべてにわたって節電できます。
ピーク電力削減、全体使用量の削減の両方に効果があります。

ピークカット
１日の最大電力使用量を抑えることができます。
主にピーク電力削減として、また全体使用量の削減にも効果があります。

ピークシフト
１日で最も電気を使うピーク時間で、使う電気を他の時間に移します。
ピーク時間とその時間に使う電力量をずらすことも節電につながります。

一部カット
営業時間、または操業時間のどこかで節電できます。
全体使用量の削減に効果があります。

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

医療施設の節電　今すぐ実施できる節電対策を集めました

項　目	内　容	効果
25 搬入口やバックヤード扉の確実な「閉」	扉は確実に閉め、冷気流出を防止しましょう。 ※扉などへの掲示で呼びかけ、従業員全員で取り組みましょう。	ベースカット

照明のポイント

項　目	内　容	効果
01 照度の見直しによる照明の間引き	照明は適切な照度を確認し、ムダな照明は間引きを。 ※間引きする場合は病室は100ルクス、診察室、窓口事務は500ルクスを目標に(JIS)。	ベースカット
02 不要な照明の消灯	昼休みや退室時の消灯を院内ルールにしませんか。 ※照明スイッチのそばやドアの掲示でこまめな消灯を呼びかけ、執務者全員で取り組みましょう。	ベースカット
03 照明器具の清掃	照明器具の定期的な清掃が節電のポイントに。 ※清掃によって照度が向上。明るくなったぶん照明を間引きすれば節電できます。	ベースカット
04 照明点灯時間の短縮	開店前・閉店後の作業時間を短縮して、照明点灯時間を削減しましょう。 ※作業や業務に必要な明るさを確保しつつ、ムダな照明を消して節電します。	ベースカット
05 広告照明などの消灯	広告や看板の照明、ライトアップを見直しましょう。 ※広告照明は消灯、または点灯時間の短縮を。事業活動や安全上必要な照明は使用します。	ベースカット

受変電のポイント

項　目	内　容	効果
01 不要変圧器の遮断	使用していない変圧器は切り離しておきましょう。 ※変圧器負荷が必要になる時期まで変圧器用の開閉器を開放すれば、無負荷損失を低減できます。	ベースカット

コンセントのポイント

項　目	内　容	効果
01 OA機器のスイッチOFF	昼休みや業務終了時はOA機器の電源もOFFに。 ※プリンターやコピー機の主電源をOFFにすれば待機電力を削減できます。	一部カット
02 パソコンのパワーセーブ機能の活用	離席時はパソコンをパワーセーブモードにし、モニタの電源もOFFに。 ※パワーセーブモードでパソコンの消費電力を節約できます。 ノートパソコンは閉じてから離席を。	一部カット

ベースカット
営業時間すべてにわたって節電できます。
ピーク電力削減、全体使用量の削減の両方に効果があります。

ピークカット
１日の最大電力使用量を抑えることができます。
主にピーク電力削減として、また全体使用量の削減にも効果があります。

ピークシフト
１日で最も電気を使うピーク時間で、使う電気を他の時間に移します。
ピーク時間とその時間に使う電力量をずらすことも節電につながります。

一部カット
営業時間、または操業時間のどこかで節電できます。
全体使用量の削減に効果があります。

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

医療施設の節電　今すぐ実施できる節電対策を集めました

項　目	内　容	効果
03 ノートパソコンの昼間時間帯のバッテリー利用	ノートパソコンは昼間にコンセントを抜き、バッテリーの電力で作業を。 ※目に負担がない範囲でモニタを暗めにするとバッテリーの駆動時間が長くなります。	ピークカット
04 日中の自動販売機の照明ＯＦＦ	日中は可能な限り自動販売機の照明をＯＦＦにしましょう。 ※「消費電力削減のため、消灯しています。」などの表示をおこない、使用　可能であることを示しましょう。	ベースカット
05 自動販売機の冷却停止時間の延長	自動販売機の管理者の協力の下、昼間の冷却停止時間を延長しましょう。（例）冷却停止時間：13時～16時 ⇒ 13時～17時 ※製品の品質等に問題がないことを確認の上、実施してください。	ピークシフト

給湯・衛生のポイント

項　目	内　容	効果
01 トイレ温水便座設定の見直し	温水洗浄便座の設定を見直しましょう。 ※便座と洗浄用温水の温度を低めに設定するのも効果的。支障がなければコンセントも抜きましょう。	ベースカット
02 不使用時期の温水器電源ＯＦＦ	手洗い用の電気温水器は冬以外は電源ＯＦＦに。 ※消費電力と待機電力が削減できます。このとき貯湯タンク内の水は抜いておきましょう。	ベースカット
03 トイレ温水や冷水器の利用中止	トイレ洗面所にある手洗い用温水器を停止して節電しませんか。 ※ウォータークーラーや冷水サーバーの利用停止も節電につながります。	ベースカット
04 給湯温度の見直し	給湯温度は、衛生上可能な範囲で低く設定しましょう。 ※設定温度は65℃を目安に。レジオネラ菌の発生防止のため、60℃以上は必要です。	一部カット
05 電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止	オートクレーブの中は詰め込み過ぎないようにしましょう。 ※詰め込み過ぎると蒸気の流れを損ねるため、電力のムダにつながります。	一部カット

一般動力のポイント

項　目	内　容	効果
01 エレベーターの一部停止	エレベーターは運転台数を減らしましょう。 ※利用人数が少ない時間は運転台数を減らして、消費電力を削減します。	ベースカット

ベースカット
営業時間すべてにわたって節電できます。
ピーク電力削減、全体使用量の削減の両方に効果があります。

ピークカット
１日の最大電力使用量を抑えることができます。
主にピーク電力削減として、また全体使用量の削減にも効果があります。

ピークシフト
１日で最も電気を使うピーク時間で、使う電気を他の時間に移します。
ピーク時間とその時間に使う電力量をずらすことも節電につながります。

一部カット
営業時間、または操業時間のどこかで節電できます。
全体使用量の削減に効果があります。

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

別添３

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について（参考）
（平成２３年７月１５日付け事務連絡より抜粋）

２．計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおいては、あらためて下記の取組の徹底をお願いいたします。

（１）自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。

（２）在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器メーカーと十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。

① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。

・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電

・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用方法の再確認

・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認

② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。

③ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。

（３）医療機器メーカーにおいては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。

① 各メーカーの顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。

・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電

・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用方法の再確認

・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認

② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。

③ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。

⑤ 各メーカーにおいて、外部バッテリーの在庫を十分確保すること。